

社会福祉法人 日向市社会福祉協議会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(平成14年2月6日制定)

(平成18年2月25日全部改正)

(平成20年4月1日全部改正)

(趣旨)

**第1条** この規程は、社会福祉法人日向市社会福祉協議会の役員等の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）について定めるものとする。

(役員等)

**第2条** この規程において、役員等とは次に掲げる者をいう。

- (1) 会長
- (2) 理事、監事、評議員

(報酬等の額)

**第3条** 役員等の報酬等の額は次のとおりとする。

- (1) 会長の報酬は、月額50,000円とする。
- (2) 理事、監事、評議員が会長の招集による会議（以下「会議」という。）に出席した場合の報酬は、1日につき4,000円とする。
- (3) 前号に関わらず、監事のうち税理士の資格を有する者が毎年度実施する会計監査に出席した場合の報酬は、1日につき20,000円とする。
- 2 会長を除く役員等が会議に出席した場合は、費用弁償として交通費の実費を支給する。
- 3 本会職員、国家公務員法第2条第2項及び地方公務員法第3条第2項に規定する職員がその職務上第2条に定める役員等に就任している場合は、報酬等は支給しない。
- 4 役員等がその職務のため市外に旅行した場合は、本会職員旅費規程により旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

**第4条** 前条第1項第1号の規定により支給する報酬は月払いとし、同条同項第2号及び第3号の規定により支給する報酬等は会議の都度支払うものとする。

**附 則** (平成18年2月25日 議案第29号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則** (平成20年3月26日 議案第24号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

規程第4号役員等費用弁償規程は、平成20年3月31日をもって廃止する。

**附 則** (平成28年12月20日 議案第6号)

この規程は、平成28年12月20日から施行する。

**附 則**（平成29年5月30日議案第2号）  
この規程は、平成29年5月30日から施行する。